

第3回 深川市上下水道経営審議会

議案第1号 水道料金の算定について P1 ~10

令和7年8月8日 深川市 上下水道課

1. 水道料金の算定手順

水道料金は、事業を安定して継続していくため、料金算定期間内における必要な費用（受水費、動力費、修繕費、減価償却費、施設の更新費用など）をまかなえるように算定します。

(1) 財政計画の策定

- ・料金算定期間の決定
- ・財政シミュレーション

- ・算定期間は5年間とする
(令和8年度～12年度)
- ・純利益となるには、収益の年間
約2億3千万円増が必要

(2) 料金水準の策定 【総括原価の算定】

- ・営業費用、資本費用の算定
- ・資産維持費の算入

- ・総括原価方式により算定すると、
収益は年間**約2億5千万円の不足**
- ・運転資金残高を確保するため、
年間**1億7千万円の収益増が必要**

(3) 料金体系の策定 【個別原価の算定】

- ・料金体系の選択
- ・原価を分解し、準備料金
(基本料金)と水量料金(従量
料金)に配分

- ・どのような使用者にいくら負担
してもらうのかを決める

(4) 料金表の確定

第2回
経営審議会で審議

第3回
経営審議会で審議

ここ！

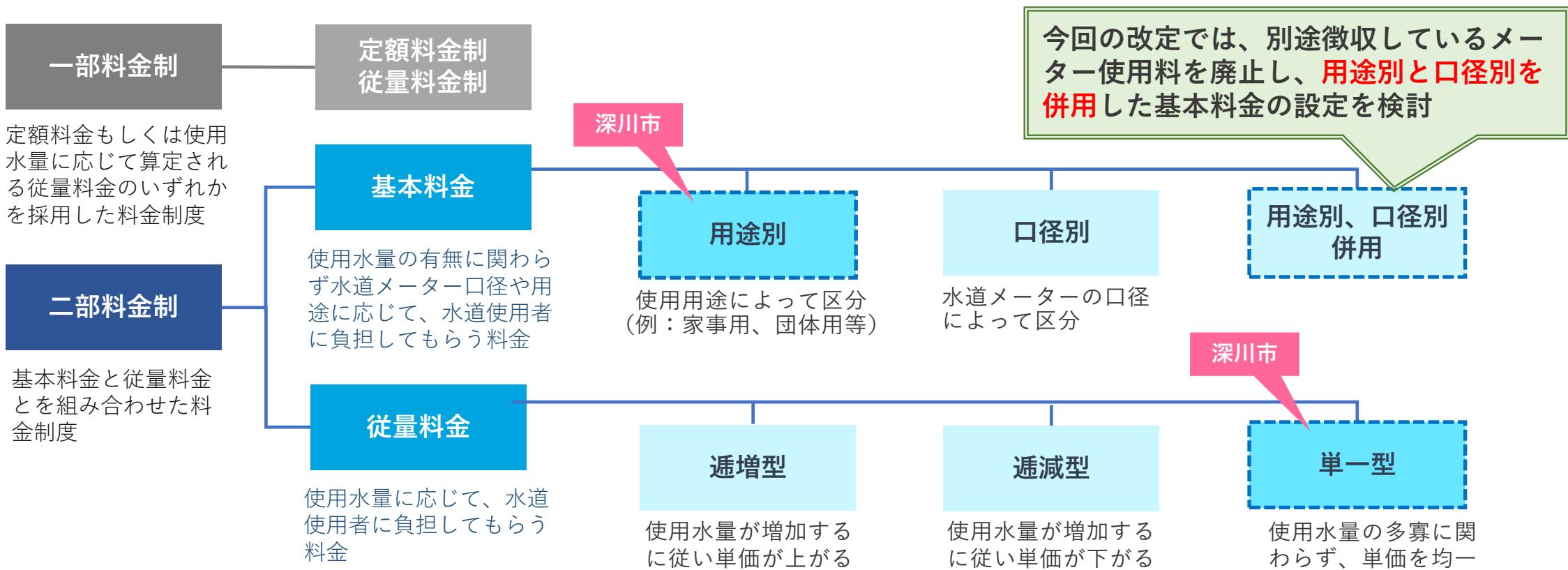
2. 料金体系の策定

(1) 料金体系の設定①

料金水準となる総括原価の確定後、料金体系を選択し、料金を決定します。

一般的に水道料金は、水道の使用水量の有無に関係なく、いつでも安全でおいしい水を供給できる体制を維持するため固定的にかかる経費として負担してもらう「基本料金」と、使用した水量に応じて必要となる経費を負担してもらう「従量料金」から構成される「二部料金制」を採用しています。

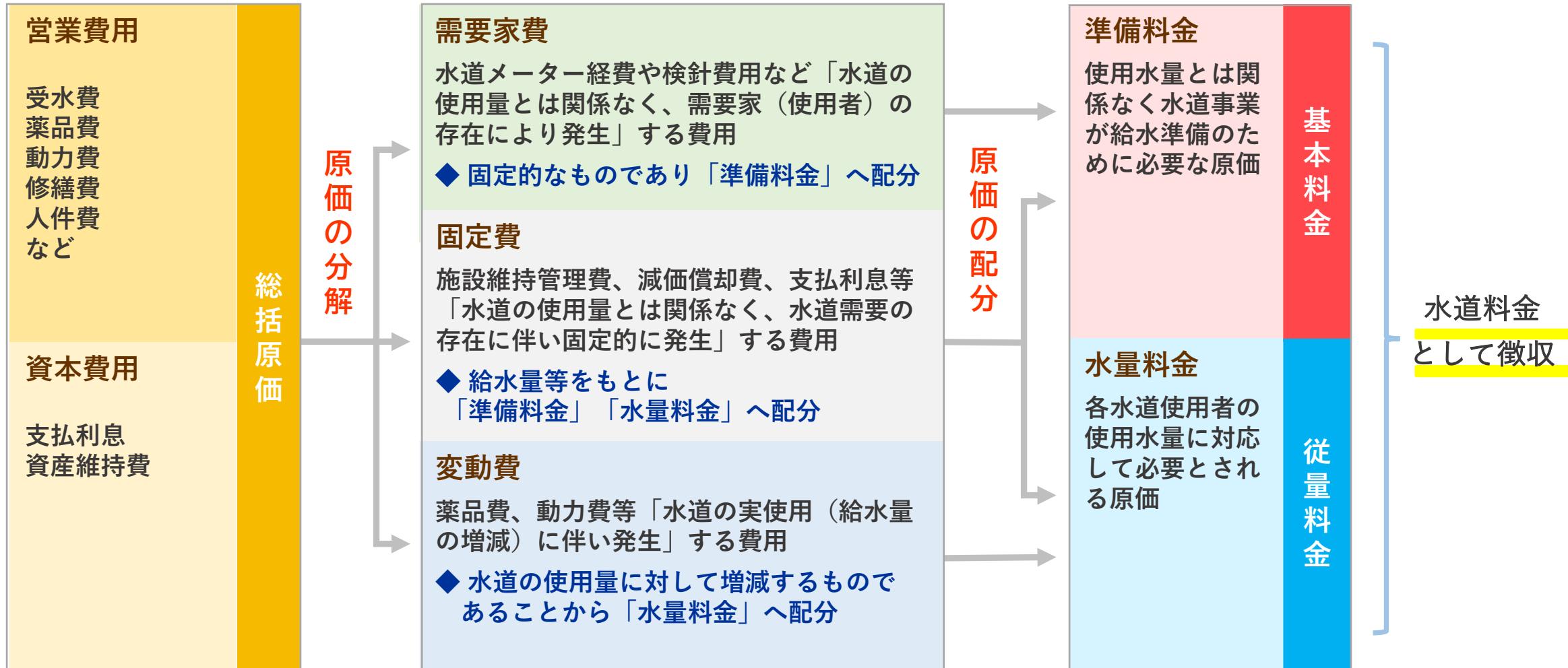
現在、深川市は二部料金制のうち基本料金は「用途別」、従量料金は「単一型」を採用しています。



2. 料金体系の策定

(2) 料金体系の設定②

【総括原価方式】総括原価を性質ごとに分解し、基本料金・従量料金へ配分します。



3. 料金改定（案）

改定ポイント

① 料金体系の見直し

用途別（家事用、団体用、営業用、工業用等）、メーター使用料あり

用途別（家事用、家事用以外※）・口径別併用
メーター使用料廃止

※ その他（臨時用）あり

② 収益の確保

運転資金残高を確保するため、
1億7千万円の収益の増

③ 料金の改定率

平均改定率30%未満に設定

3. 料金改定（案）

① 料金体系の見直し

【用途別】

現行の水道料金表（税込）			
用途区分	基本水量	基本料金	超過料金
家事用	8 m ³	1,826円	275円
団体用	15m ³	4,438円	319円
営業用	15m ³	4,438円	341円
工業用	50m ³	13,458円	291円
臨時用	1m ³ につき	808円	なし



メーター使用料（税込）	
口径	使用料
13mm	220円
20mm	264円
25mm	269円
30mm	363円
40mm	396円
50mm	2,552円
75mm	2,931円

【用途別・口径別併用】

改定後の水道料金表（案）（税込）				
用途区分	口径	基本水量	基本料金	超過料金
家事用	13mm	8 m ³	2,750円	341円
	20mm		3,157円	
	25mm		3,630円	
	30mm		4,950円	
	40mm		6,336円	
	50mm		10,340円	
	75mm		17,391円	
家事用以外	13mm	15m ³	5,280円	341円
	20mm		5,687円	
	25mm		6,160円	
	30mm		7,480円	
	40mm		8,866円	
	50mm		12,870円	
	75mm		19,921円	
臨時用	—	1m ³ につき	1,056円	なし



廃止

3. 料金改定（案）

② 収益の増

総括原価方式により算定すると、現行の料金設定より年間約2億5千万円増となる改定が必要あります。料金の大幅な値上げによる使用者の負担を考慮し、【資金収支積み上げ方式】を踏まえた改定を検討します。

資金収支積み上げ方式

資金収支積み上げ方式は、算定期間における全ての現金収支を積み上げ、その収支を収支計画期間においてバランスをとり料金を算定する方法です。

財政シミュレーション結果



目標を実現する料金水準を算定

1億7千万円増
となる改定とする

資金収支積み上げ方式により料金改定率を設定し、総括原価方式により基本料金と従量料金の割合や口径ごとの基本料金の単価等を設定します。

一般会計からの繰入金

目標運転資金残高を確保するためには、水道料金収入のみでは高い設定の改定率となります。料金改定の影響を緩和し、使用者の負担を軽減するため一般会計からの繰入金が必要となります。

一般会計繰入金 5千万円



水道料金収入 1億2千万円



収入 1億7千万円

3. 料金改定（案）

③ 料金の改定率

平均改定率30%未満に設定

令和7年5月調定額（税込）

用途	現行
家事用	25,168,737円
団体用	5,297,402円
営業用	5,991,535円
工業用	651,508円
計	37,109,182円



平均改定率 29.30%

用途	改定後	改定率
家事用	34,175,270円	+35.78%
団体用	6,301,064円	+18.95%
営業用	6,727,941円	+12.29%
工業用	777,898円	+19.40%
計	47,982,173円	+29.30%

平均改定率の29.30%は、改定後の料金で算定した場合に、現行料金と比べて料金収入の総額が29.30%増加することを表しています。

また、改定により約月1千万円の料金収入の増が見込まれるため、年間1億2千万円の収入増となるものです。

4. 料金改定の影響額

家事用（基本水量 8 m³）※件数、平均使用水量等については、令和7年5月調定分

現行：家事用							
口径	基本料金差額※	10m ³ 当たり差額	20m ³ 当たり差額	件数(件)	平均使用水量	最大使用水量	最大使用者差額
13mm	704円	836円	1,496円	3,130件	10m ³	116m ³	7,832円
20mm	1,067円	1,199円	1,859円	4,200件	12m ³	66m ³	4,895円
25mm	1,535円	1,667円	2,327円	52件	18m ³	82m ³	6,419円
30mm	2,761円	2,893円	3,553円	0件	0m ³	0m ³	—
40mm	4,114円	4,246円	4,906円	4件	45m ³	87m ³	9,328円
50mm	5,962円	6,094円	6,754円	1件	23m ³	23m ³	6,952円
75mm	12,634円	12,766円	13,426円	0件	0m ³	0m ³	—

※メーター使用料を含んだ差額

家事用以外（基本水量 15 m³）

現行：団体用							
口径	基本料金差額※	20m ³ 当たり差額	30m ³ 当たり差額	件数(件)	平均使用水量	最大使用水量	最大使用者差額
13mm	622円	732円	952円	44件	7m ³	69m ³	1,810円
20mm	985円	1,095円	1,315円	59件	8m ³	77m ³	2,349円
25mm	1,453円	1,563円	1,783円	57件	26m ³	626m ³	14,895円
30mm	2,679円	2,789円	3,009円	16件	22m ³	113m ³	4,835円
40mm	4,032円	4,142円	4,362円	48件	70m ³	841m ³	22,204円
50mm	5,880円	5,990円	6,210円	39件	160m ³	1,320m ³	34,590円
75mm	12,552円	12,662円	12,882円	8件	255m ³	1,528m ³	45,838円

4. 料金改定の影響額

家事用以外（基本水量 15 m³）

現行：営業用							
口径	基本料金差額※	20m ³ 当たり差額	30m ³ 当たり差額	件数(件)	平均使用水量	最大使用水量	最大使用者差額
13mm	622円	622円	622円	189件	11m ³	165m ³	622円
20mm	985円	985円	985円	254件	13m ³	260m ³	985円
25mm	1,453円	1,453円	1,453円	87件	36m ³	478m ³	1,453円
30mm	2,679円	2,679円	2,679円	9件	29m ³	88m ³	2,679円
40mm	4,032円	4,032円	4,032円	29件	90m ³	751m ³	4,032円
50mm	5,880円	5,880円	5,880円	13件	224m ³	1335m ³	5,880円
75mm	12,552円	12,552円	12,552円	2件	41m ³	68m ³	12,552円

※メーター使用料を含んだ差額

家事用以外（基本水量 15 m³）※基本水量50m³→15m³へ

現行：工業用							
口径	基本料金差額※	100m ³ 当たり差額	500m ³ 当たり差額	件数(件)	平均使用水量	最大使用水量	最大使用者差額
13mm	-8,398円	6,037円	26,037円	0件	0m ³	0m ³	—
20mm	-8,035円	6,400円	26,400円	1件	101m ³	101m ³	6,450円
25mm	-7,567円	6,868円	26,868円	1件	1,007m ³	1,007m ³	52,218円
30mm	-6,341円	8,094円	28,094円	0件	0m ³	0m ³	—
40mm	-4,988円	9,447円	29,447円	0件	0m ³	0m ³	—
50mm	-3,140円	11,295円	31,295円	2件	562m ³	840m ³	48,295円
75mm	3,532円	17,967円	37,967円	0件	0m ³	0m ³	—

4. 料金改定の影響額

家事用の料金

改定後の水道料金表（案）（税込）						
用途区分	口径	基本水量	基本料金	超過料金	10m ³ 当たり	20m ³ 当たり
家事用	13mm	8 m ³	2,750円	341円	3,432円	6,842円
	20mm		3,157円		3,839円	7,249円
	25mm		3,630円		4,312円	7,722円
	30mm		4,950円		5,632円	9,042円
	40mm		6,336円		7,062円	10,472円
	50mm		10,340円		11,022円	14,432円
	75mm		17,391円		18,073円	21,483円

家事用料金（口径13mm）について、10m³当たりの料金は全国2位、20m³当たりの料金は全国4位となる。

全国

家事用 10m³当たり最高料金

1.羅臼町（北海道）	3,550円
2.美里町（宮城県）	3,410円
3.登米市（〃）	3,220円
4.浜中町（北海道）	3,190円
4.上天草市（熊本県）	3,190円
6.伊達市（福島県）	3,135円
7.厚岸町（北海道）	3,110円
8.夕張市（〃）	3,096円
9.西空知広域水道企業団（〃）	3,091円
10.由仁町（〃）	3,089円

家事用 20m³当たり最高料金

1.夕張市（北海道）	6,966円
2.羅臼町（〃）	6,950円
3.由仁町（〃）	6,939円
4.江差町（〃）	6,384円
5.上天草市（熊本県）	6,380円
6.西空知広域水道企業団（北海道）	6,171円
7.中泊町（青森県）	6,017円
8.上島町（愛媛県）	6,016円
9.登米市（宮城県）	5,990円
10.新上五島町（長崎県）	5,940円

(公社)日本水道協会の水道料金表より
(R6.4.1現在)